

建設工事に関する 法令遵守について

平成30年11月29日

近畿地方整備局 建設業法令遵守指導監督室

- **建設業法の概要と
適正な施工体制・配置技術者**
- **建設現場における建設業法令遵守**
- **建設業の社会保険加入対策**

建設業法の概要と 適正な施工体制・配置技術者

建設業法第1条（目的）

この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする

第一の目的 建設工事の**適正な施工を確保し、発注者を保護**すること。

第二の目的 **建設業の健全な発達**を促進すること。

建設生産物の特性（他の産業には見られない特殊性）

受注産業

一品ごとの注文生産であり、あらかじめ品質を確認できない

移動産業

機械や労働力の能率的な使用が難しい

屋外産業

気象天候の影響を大きく受ける

総合産業

他の各種産業と密接に結びついている

長期間、不特定多数の業者が施工に関与する（下請が多く重層的）

建設業の許可を要するもの

許可制度

国土交通大臣許可

(2以上の都道府県に営業所を設置)

都道府県知事許可

(1の都道府県のみ
に営業所を設置)

29業種

(土木工事業・建築工事業等)

特定建設業許可

(4,000万円¹以上の
下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可

(特定建設業以外)

許可の要件

経営能力

経營業務管理責任者の設置

業種毎の技術力

営業所専任技術者の設置

誠実性

財産的基礎

建設業の許可を 要しないもの

500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、
1500万円未満又は150㎡未満の
木造住宅工事)

技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

監理技術者の設置

(4,000万円¹以上の
下請契約を結ぶ工事)

技術者の専任配置

(公共性のある又は多数の者が利用する施設・工作物に関する重要な工事を行う場合)

主任技術者の設置

(全ての建設工事)

1... 建築一式工事業の場合は、6,000万円

経営事項審査

経営に関する客観的事項の審査
(公共工事の入札に参加しようとする建設業者)

経営規模
経営状況
技術力
その他

監督処分

許可を有さない者に対しても処分可能

**法令遵守の実効性を確保するため
不適格な者に対する処分**

指示処分
営業停止処分
許可取消処分
罰則の適用

請負契約の適正化

**公正な請負契約の締結義務
請負契約の書面締結義務 等**

請負契約の片務性の改善
下請負人保護の徹底

紛争の処理

建設工事紛争審査会

(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置) (裁判外紛争処理機関(ADR))

あっせん
調停
仲裁

建設業の許可制度

建設業を営もうとする者の資質の向上を図るためには、施工能力、資力、信用がある者に限り、その営業を認める制度が必要



建設業法においては、「軽微な建設工事()」のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければならない

「軽微な建設工事」とは、請負契約の額が500万円に満たない建設工事（建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事）をいう

建設工事の請負契約とは

「建設工事の請負契約」 = 契約の形態や名称を問わず、報酬を得て、建設工事の完成を目的として締結する契約

建設工事にあたらぬもの

草刈り、除雪、路面清掃などの作業

建設機械や仮設材などの賃貸借

保守点検のみの委託契約

工作物の設計業務

地質調査、測量調査などの業務

警備業務（交通誘導員）

資材等の売買

など

建設業の許可は、建設業法別表第一の上欄に掲げる「土木一式工事」「建築一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」など、29の建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる業種に分けて与えるものとされている。

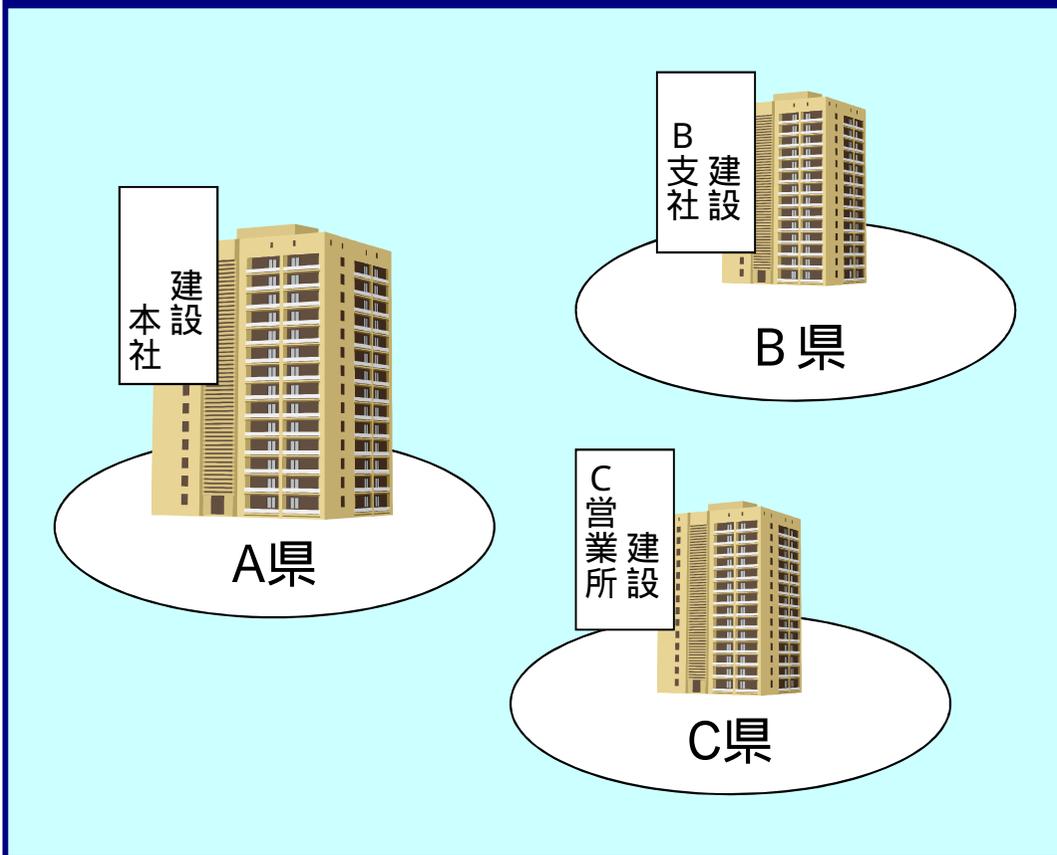
	建設工事の種類 (建設業法別表第一上欄)	建設業の許可業種 (建設業法別表第一下欄)
1	土木一式工事	土木工事業
2	建築一式工事	建築工事業
3	大工工事	大工工事業
4	左官工事	左官工事業
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
6	石工事	石工事業
7	屋根工事	屋根工事業
8	電気工事	電気工事業
9	管工事	管工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
12	鉄筋工事	鉄筋工事業
13	舗装工事	舗装工事業
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
15	板金工事	板金工事業

	建設工事の種類 (建設業法別表第一上欄)	建設業の許可業種 (建設業法別表第一下欄)
16	ガラス工事	ガラス工事業
17	塗装工事	塗装工事業
18	防水工事	防水工事業
19	内装仕上工事	内装仕上工事業
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
22	電気通信工事	電気通信工事業
23	造園工事	造園工事業
24	さく井工事	さく井工事業
25	建具工事	建具工事業
26	水道施設工事	水道施設工事業
27	消防施設工事	消防施設工事業
28	清掃施設工事	清掃施設工事業
29	解体工事	解体工事業

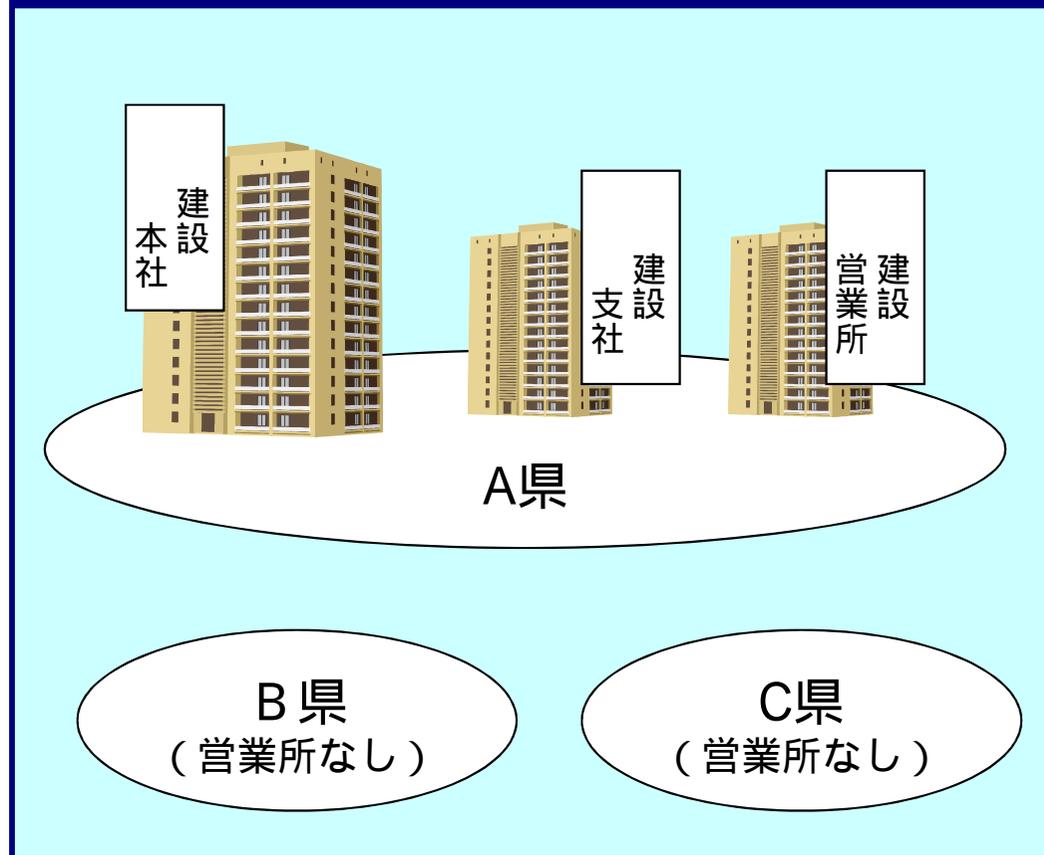
「解体工事業」は、平成28年6月1日付けで新しく業種として追加されました。

国土交通大臣許可	2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業を営む者
都道府県知事許可	1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて建設業を営む者

国土交通大臣許可



都道府県知事許可



一般建設業

軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする場合を除き、
建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可が必要

建設業法上では、まずは一般建設業の許可が必要である旨を規定し、さらに

特定建設業

**発注者から直接工事を請け負い、かつ、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）
以上を下請契約して工事を施工する者は特定建設業の許可が必要**



発注者

元請 A

←…………… 発注者から直接工事を請け負う者

一次下請 B
工事請負契約
b 円

一次下請 C
工事請負契約
c 円

一次下請 D
工事請負契約
d 円

測量業者 G
測量委託契約
g 円

警備業者 H
警備委託契約
h 円

資材業者 I
資材売買契約
i 円

二次下請 E
工事請負契約
e 円

三次下請 F
工事請負契約
f 円

建設工事に該当しないため、判断の対象外

ポイント【特定建設業が必要な場合】

元請 A の締結する 一次下請との下請契約の総額 (b+c+d) 円 が

4,000万円以上になる場合、特定建設業の許可が必要です。

建築一式工事の場合は、「4,000万円」を「6,000万円」に読み替える。

営業所の専任技術者



営業所の専任技術者（法第7条第2項又は法第15条第2項）

- 営業所ごとに専任（当該営業所に常勤して専らその職務に従事する）
- 許可の要件（業種毎に専任技術者が必要 / 複数業種の兼務は可能）
- 建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するために設置

主任技術者



主任技術者（法第26条第1項）

- 工事現場ごとに配置
- 許可業者は、全ての建設工事に配置する義務がある
- 施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の管理、施工に従事する者の技術上の指導監督を行う

監理技術者



監理技術者（法第26条第2項）

- 工事現場ごとに配置
- 元請業者の下請負契約の総額が4000万円（建築一式工事は6000万円）以上の場合、主任技術者に代えて配置
- 施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の管理、施工の従事する者の技術上の指導監督を行う

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。
(建設業法第26条)

主任技術者

請負代金の額、元請・下請の別にかかわらず、必ず工事現場に配置
 (500万円未満の工事であっても、許可を受けた建設業者であれば、主任技術者の配置が必要)

1級・2級の国家資格者 実務経験者

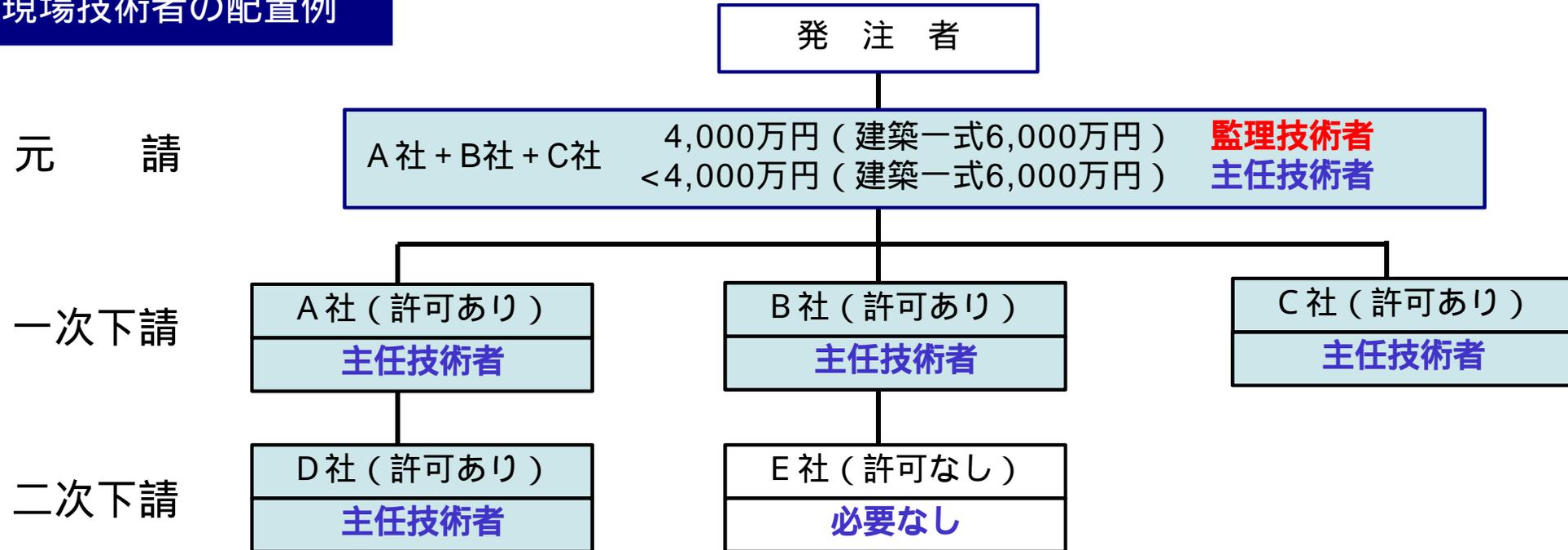
監理技術者

発注者から直接工事を請け負い(元請)、かつ、4,000万円(建築一式の場合は6,000万円)以上を下請契約を締結して施工する場合に配置

1級の国家資格者 等

または

現場技術者の配置例



監理技術者等に求められる雇用関係

主任技術者及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要とされています。

したがって、以下のような技術者の配置は認められません。

在籍出向者や派遣社員など、直接的な雇用関係を有していない場合

工事期間だけの短期雇用者など、恒常的な雇用関係を有していない場合

（監理技術者制度運用マニュアル 二-四（3））

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事においては、専任の監理技術者等は、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に、3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

（監理技術者制度運用マニュアル二-四（3））



なお、変更等により工事途中で下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上となったような場合には、その時点で主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

（監理技術者制度運用マニュアル二-二（4））

監理技術者等の職務の明確化

元請の監理技術者等の職務と下請の主任技術者の職務については、大きく二分して整理し、明確化しています。また、下請の主任技術者が専ら複数工種のマネージメントを行い監理技術者に近い役割を担う場合、その職務は下表右欄となります。
 (監理技術者制度運用マニュアル 二 - 三)

	元請の監理技術者等	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	請け負った建設工事全体の統括的施工管理	請け負った範囲の建設工事の施工管理	請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 下請の作成した施工要領書等の確認 設計変更等に応じた施工計画書等の修正	元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 下請の作成した施工要領書等の確認 設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	請け負った建設工事全体の進捗確認 下請間の工程調整 工程会議等の開催、参加、巡回	請け負った範囲の建設工事の進捗確認 工程会議等への参加	請け負った範囲の建設工事の進捗確認 下請間の工程調整 工程会議等への参加、巡回
品質管理	請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認(原則) 元請(上位下請)への施工報告	請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 現場作業に係る実地の総括的技術指導	請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 現場作業に係る実地の技術指導	請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（以下「公共性のある重要な建設工事」という。）で、工事一件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものについては、工事現場ごとに専任の監理技術者等を置かなければなりません。
(建設業法第26条第3項)

元請、下請の区別なく監理技術者等の専任が求められます。

「公共性のある重要な建設工事」とは、**戸建て住宅を除くほとんどの建設工事が該当します。**

「工事現場ごとに専任」とは、**他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること**をいいます。

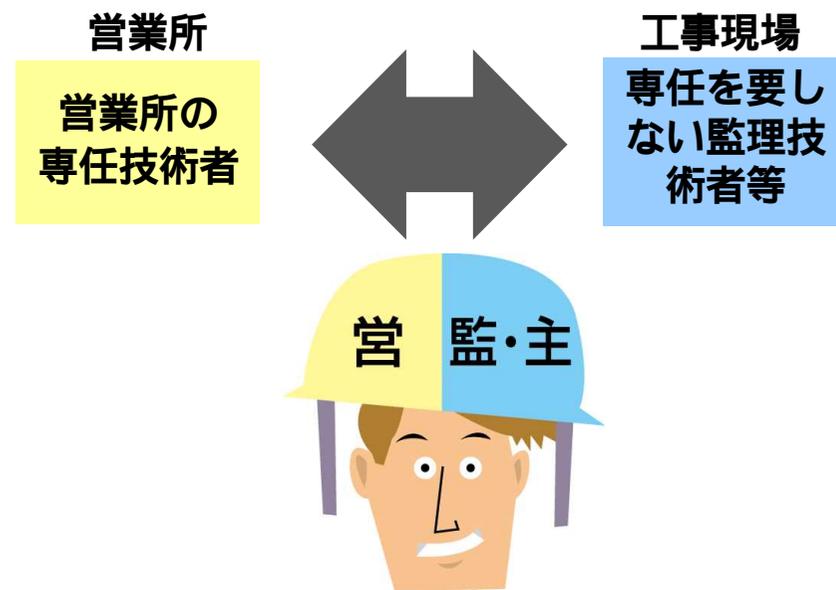
営業所の専任技術者と監理技術者等との関係

営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められるため、原則として監理技術者等を兼務することはできません。ただし、特例として、下記の要件を全て満たす場合は、営業所の専任技術者が監理技術者等となることができます。

当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること

工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること

専任を要しない監理技術者等であること



専任の監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければなりません。（建設業法第26条第4項）

（選任された監理技術者は、選任期間中のいずれの日においても、その日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。）

また、前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（建設業法第26条第5項）

従前の監理技術者資格者証（左）と監理技術者講習修了証（右）

氏名	年 月 日 生 本 籍
住所	
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日 交付番号 第 号
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者
所属建設業者	許可番号
有する資格	
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通囲井具水消
有・無	

(表面)

(裏面)

監理技術者講習修了証	
修了証番号 第 号	
写 真	本 籍 氏 名 (生年月日 年 月 日)
	この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。
	修了年月日 年 月 日 登録講習実施機関代表者 印 (登録番号 第 号)

(裏面)

注意事項

- 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

H28.6.1以後の監理技術者資格者証

氏名	年 月 日 生 本 籍
住所	
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日 交付番号 第 号
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者
所属建設業者	許可番号
有する資格	
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通囲井具水消
有・無	

(表面)

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了証番号: 第 号 修了年月日: 年 月 日
	氏名: 生年月日: 年 月 日
	講習実施機関名: 印
資格者証備考	講習修了者がラベルを貼る又は建設業技術者センターで修了情報を確認出来た場合は印字

平成28年6月より統合

技術者の資格一覧表

許可を受けている業種		指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園)工事業			その他(左記以外の22業種) (大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体)工事業		
許可の種類		特定建設業者		一般建設業者	特定建設業者		一般建設業者
元請工事における下請金額の合計		4,000万円 ¹ 以上	4,000万円 ¹ 未満	4,000万円 ¹ 以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣認定者	一級・二級国家資格者 指定学科 + 実務経験者 実務経験者(10年以上)		一級国家資格者 指導監督的な実務経験者	一級・二級国家資格者 指定学科 + 実務経験者 実務経験者(10年以上)	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が3,500万円 ² 以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	技術者の専任を要する建設工事のときに必要	必要ない		技術者の専任を要する建設工事のときに必要	必要ない	

1：建築一式工事の場合は、6,000万円

2：建築一式工事の場合は、7,000万円

土木一式工事及び建築一式工事の場合

建設業者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これら一式の内容である他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該建設工事に関する『**専門技術者**』を工事現場に置かなければなりません。（建設業法第26条の2第1項）

附帯工事（ ）の場合

建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事（附帯工事）を施工する場合、当該建設工事に関する『**専門技術者**』を置かなければなりません。（建設業法第26条の2第2項）

資格要件は、主任技術者と同じです。

資格要件が備わっていれば、監理技術者又は主任技術者が兼任できます。

専門技術者を配置しない場合は、当該建設工事の許可を受けた建設業者と下請負契約が必要です。建設業の許可を必要としない「軽微な建設工事」を除きます。

（ ）附帯工事について（建設業法第4条）

建設業者は、許可を受けた建設業以外の建設工事であっても、**許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する工事であれば請け負うことができます**。これを「附帯工事」といいます。

主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事（例：管工事の施工に伴って必要を生じた熱絶縁工事、屋根工事の施工に伴って必要を生じた塗装工事 など）

主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事（例：屋内電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事、建具工事の施工に伴って必要を生じたコンクリート工事 など）

現場代理人とは、現場において「**請負人の任務の代行をする者**」

現場代理人は、**標準請負契約約款**(1)**で定められた者**であり、**建設業法には要件等の規定はない**(2)

(1 「公共工事標準請負契約約款」、「建設工事標準下請契約約款」等)

(2 ただし、現場代理人を選任した場合の通知義務あり [法第19条の2])

現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは**兼務可能**

現場代理人は、

原則として**工事現場への常駐が求められる**

標準請負契約約款の改正により、平成22年度以降、現場代理人としての業務に支障がなく、常時連絡が取れる体制にある場合は、常駐を免除することができる

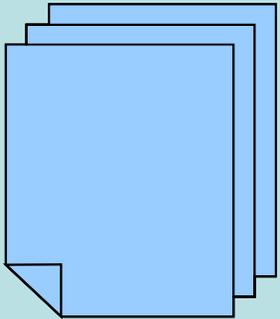


特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事:6,000万円）以上になる場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成することが義務付けられています。（建設業法第24条の7）

施工体制台帳は、工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、配置技術者の氏名等を記載した台帳のことをいいます。

施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない工事

元請である特定建設業者が、総額で4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上、下請契約を締結するとき作成



施工体制台帳



施工体系図

必要

元請業者

一次下請	建設工事の請負金額	2,500万円
一次下請	建設工事の請負金額	2,000万円
測量業者	測量の委託契約	50万円
資材業者	資材の売買金額	500万円
警備業者	警備の請負金額	100万円
運搬業者	運搬の請負金額	100万円

4,500万 > 4,000万円

不要

元請業者

一次下請	建設工事の請負金額	1,200万円
一次下請	建設工事の請負金額	800万円
一次下請	建設工事の請負金額	1,800万円
資材業者	資材の売買金額	500万円
警備業者	警備の請負金額	100万円
運搬業者	運搬の請負金額	100万円

3,800万 < 4,000万円

建設工事に該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。

平成27年4月1日以降に契約する公共工事については、下請契約を締結する全ての元請業者が、施工体制台帳を作成しなければなりません。

何のために施工体制台帳は
必要なのでしょうか？

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に
現場の施工体制を把握させることで、

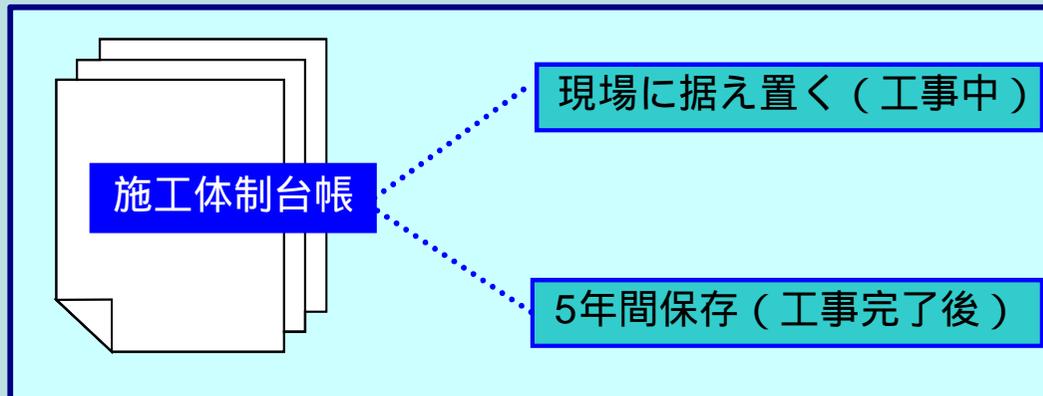
品質・工程・安全管理などの
施工上のトラブルの発生

不良・不適格業者の参入、
建設業法違反（一括下請負等）

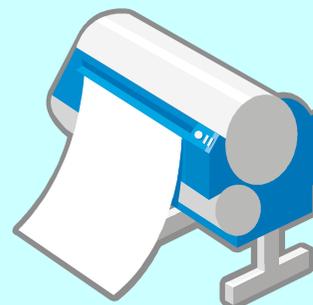
安易な重層下請 生産効率低下

を防止しようとするものです。

施工体制台帳の提出・閲覧・保存



公共工事



写しの提出

民間工事



発注者の閲覧

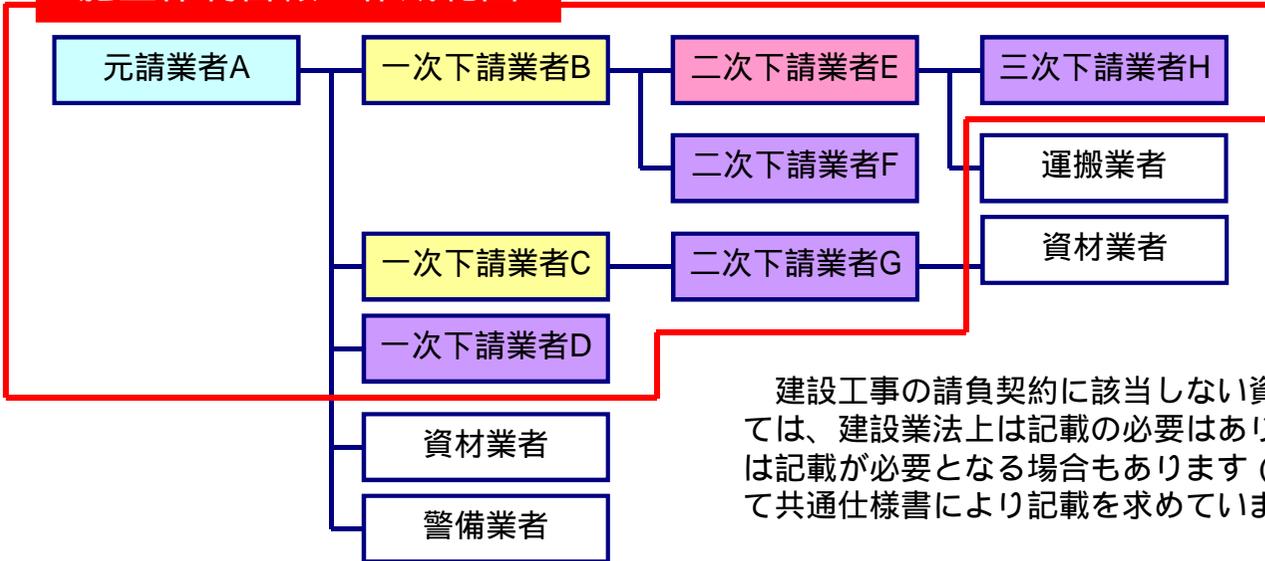
施工体制台帳の作成が必要な工事については、**公共工事、民間工事を問わず作成しなければなりません。**また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。

さらに、公共工事においては施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。（入札契約適正化法第15条第2項）

施工体制台帳等へ記載する下請負人の範囲

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における全ての下請負人（無許可業者を含む。）を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

施工体制台帳の作成範囲



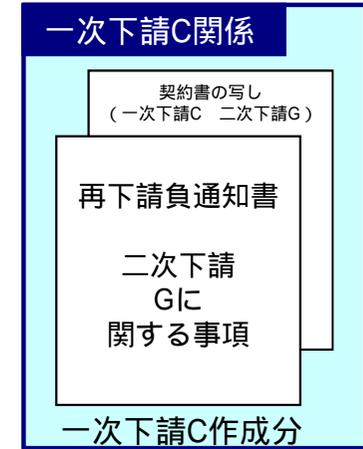
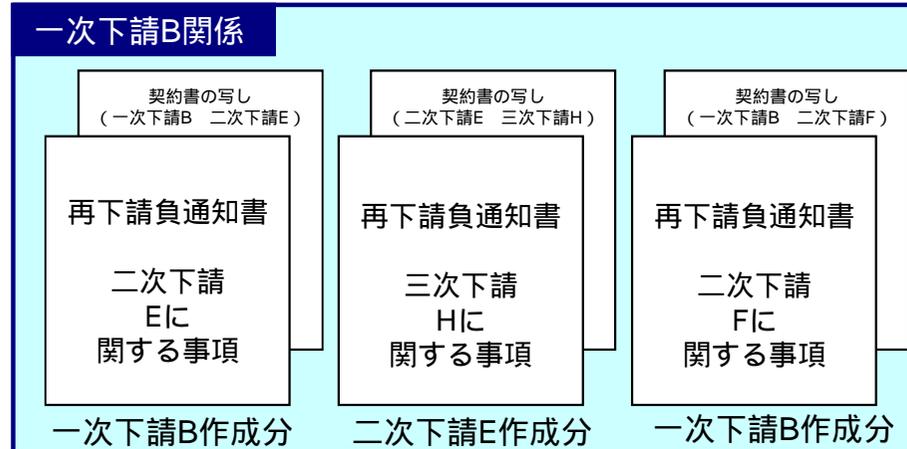
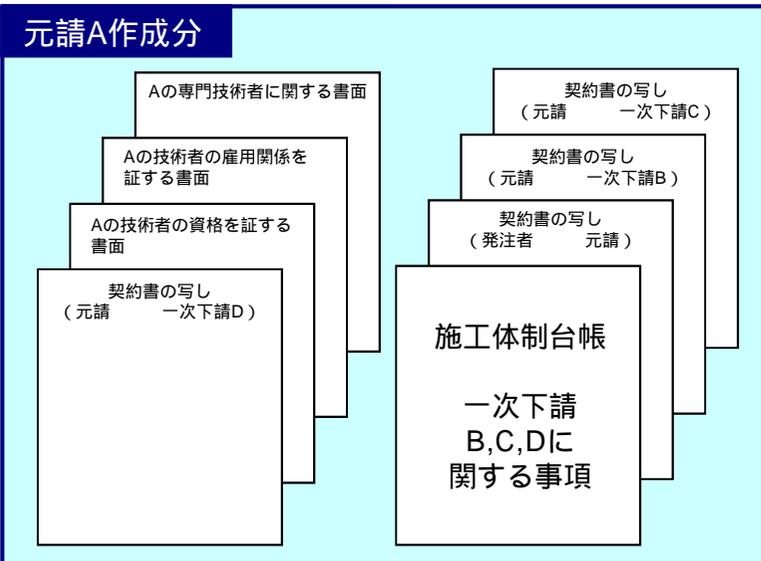
- = 一次下請業者に対し施工体制台帳作成対象工事である旨を通知
- = 二次下請業者に対し施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者(作成特定建設業者)に対し再下請通知書を提出
- = 三次下請業者に対し施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者(作成特定建設業者)に対し再下請通知書を提出
- = 再下請負していないため、施工体制台帳作成対象工事である旨の通知及び再下請通知書の提出義務なし

建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合もあります（例えば、国土交通省発注工事では、警備会社との契約について共通仕様書により記載を求めています。）。

施工体制台帳の構成

元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類

再下請負通知の記載事項と添付書類



一次下請業者D、二次下請業者F、二次下請業者G、三次下請業者H については、再下請負していないため、再下請負通知書の提出義務なし

民間工事の場合は、下請問の契約書の「請負金額に係る部分」は除いて良い。

施工体制台帳には、作成特定建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項、社会保険の加入状況、外国人建設就労者の従事状況などを記載しなければなりません。（建設業法施行規則第14条の2）

施工体制台帳の記載内容

工事内容と建設業許可

配置技術者の氏名と資格

請負契約関係

社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入状況

外国人建設就労者の従事状況

施工体制台帳の添付書類

発注者との請負契約書

作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

下請契約書

一次下請との契約書の写し及び二次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

主任技術者又は監理技術者（専門技術者）関係（元請企業）

主任技術者が資格を有することを証する書面（学校及び学科を修めたことを証する学校の証明書、実務の経験を証する使用者の証明書、技術認定合格証明書、監理技術者資格者証明書等の写し）

監理技術者（専任を要する場合）が監理技術者資格を有することを証する書面（監理技術者資格者証の写し）

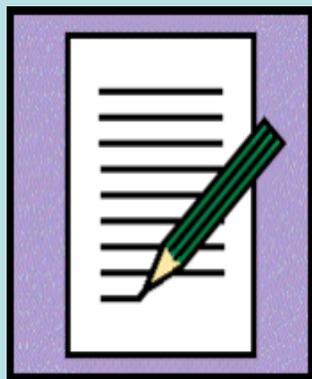
主任技術者又は監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険証等又は監理技術者資格者証の写し）

専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用関係を証する書面

「施工体制台帳・施工体系図」作成に係る関係者への周知義務 (建設業法施行規則第14条の3)

まずは、施工体制台帳作成工事であることを工事関係者に周知しよう

掲
示



行う者：元請業者

現場内の見やすい場所に
再下請通知書の提出案内を
掲示

現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/ 営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

建設（株）

書
面
通
知



行う者：全ての業者

下請に工事を発注する際、
以下を**書面で通知**
元請業者の名称
再下請負通知が必要な旨
再下請通知書提出場所

下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号

建設(株)

再下請負通知書の提出場所

工事現場内建設ステーション/

営業所

施工体制台帳の作成が義務付けられたことに伴い、下請負人がさらにその工事を再下請負した場合、元請である特定建設業者に対し、再下請負通知書を提出しなければなりません。
(建設業法第24条の7第2項)

再下請負通知書の内容

自社に関する事項

自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項

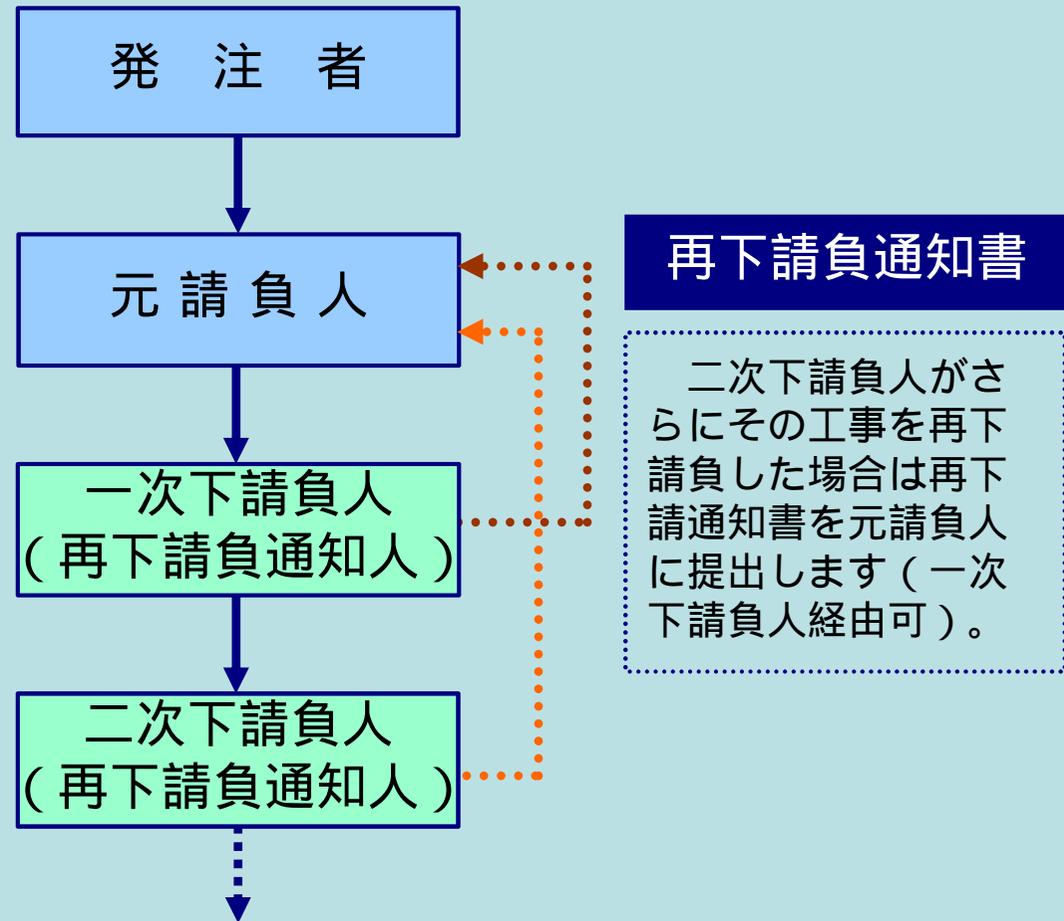
自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項(注)

自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項(注)

社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況

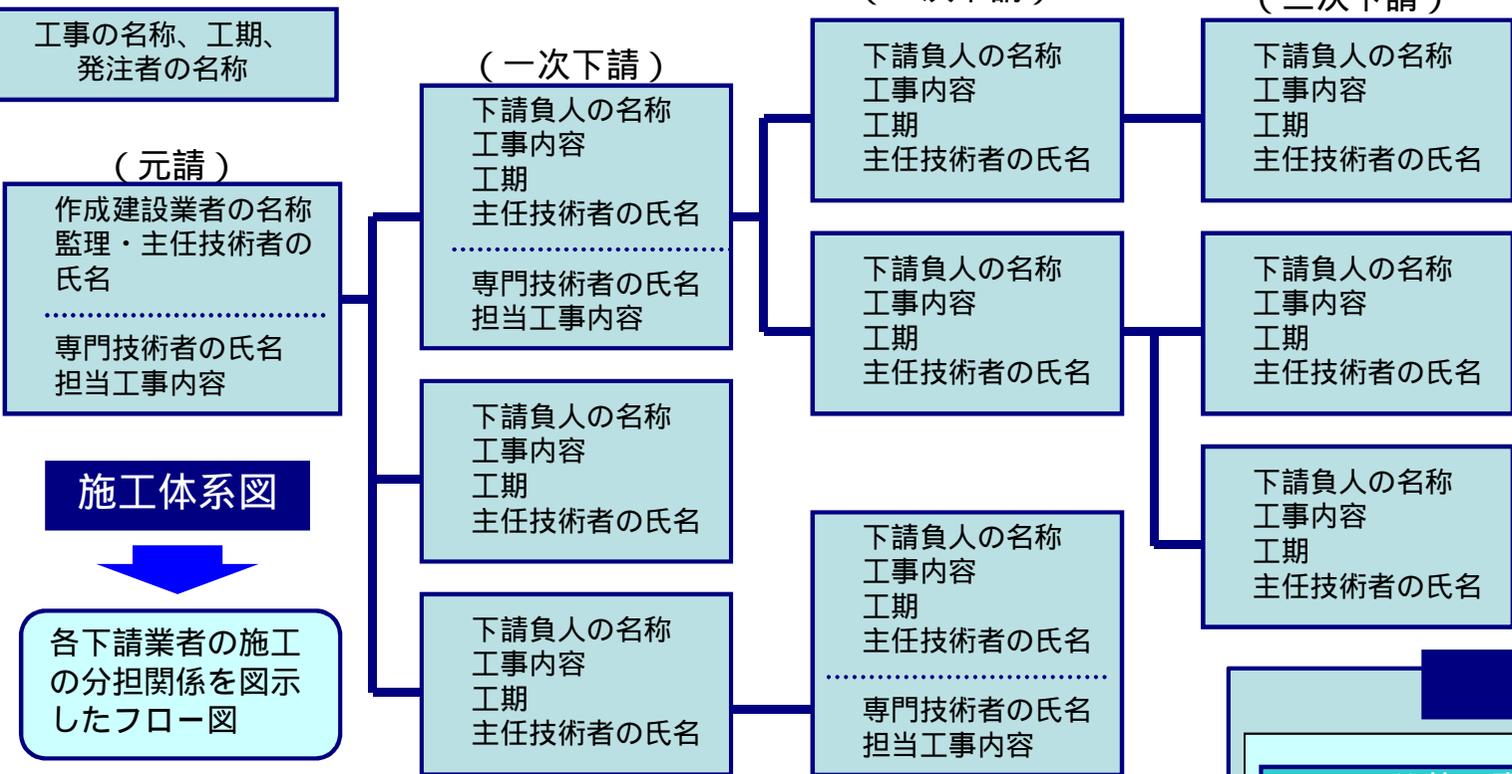
外国人建設就労者の従事の状況

(注)添付書類(請負契約書の写し)に記載されている事項は、再下請通知書への記載が省略できます。



施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。

施工体系図のイメージ

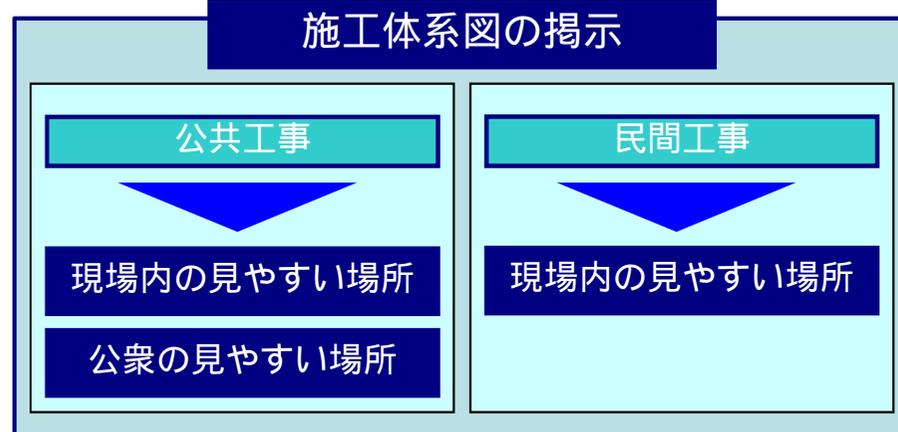


注1) 下請負人に関する表示は、現に施工中(契約書上の工期中)の者について行うことが必要です。

注2) 主任技術者の氏名の記載は、当該下請負人が建設業者である場合に限り必要です。(主任技術者は、当該下請負人が建設業者であるときに置くことが義務付けられています。)

注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く建設業法第26条の2の規定による技術者をいいます。

施工体系図の掲示



施工体系図は工事の期間中、**公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所**に、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、掲示しなければなりません。(建設業法24条の7)

したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に**変更があった場合は、速やかに施工体系図の表示の変更**をしなければなりません。

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務付けています。（建設業法第40条）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可 () 第 号	
		国土交通大臣 知事 許可 () 第 号	
		国土交通大臣 知事 許可 () 第 号	
この店舗で営業している建設業			

35cm以上 (height)

40cm以上 (width)

記載要領

「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
		資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事 許可 () 第 号		
許可年月日			

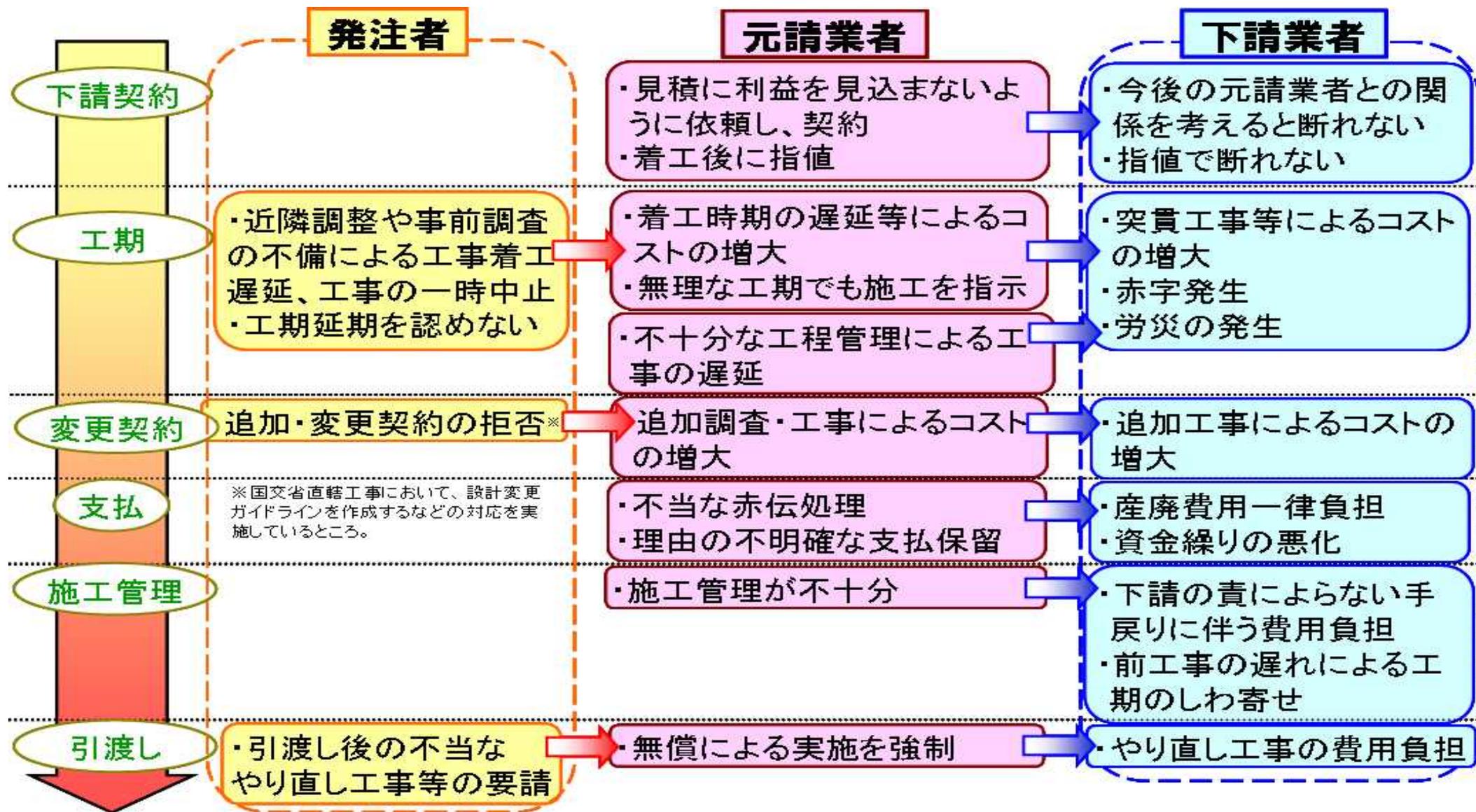
25cm以上 (height)

35cm以上 (width)

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

建設現場における建設業法令遵守

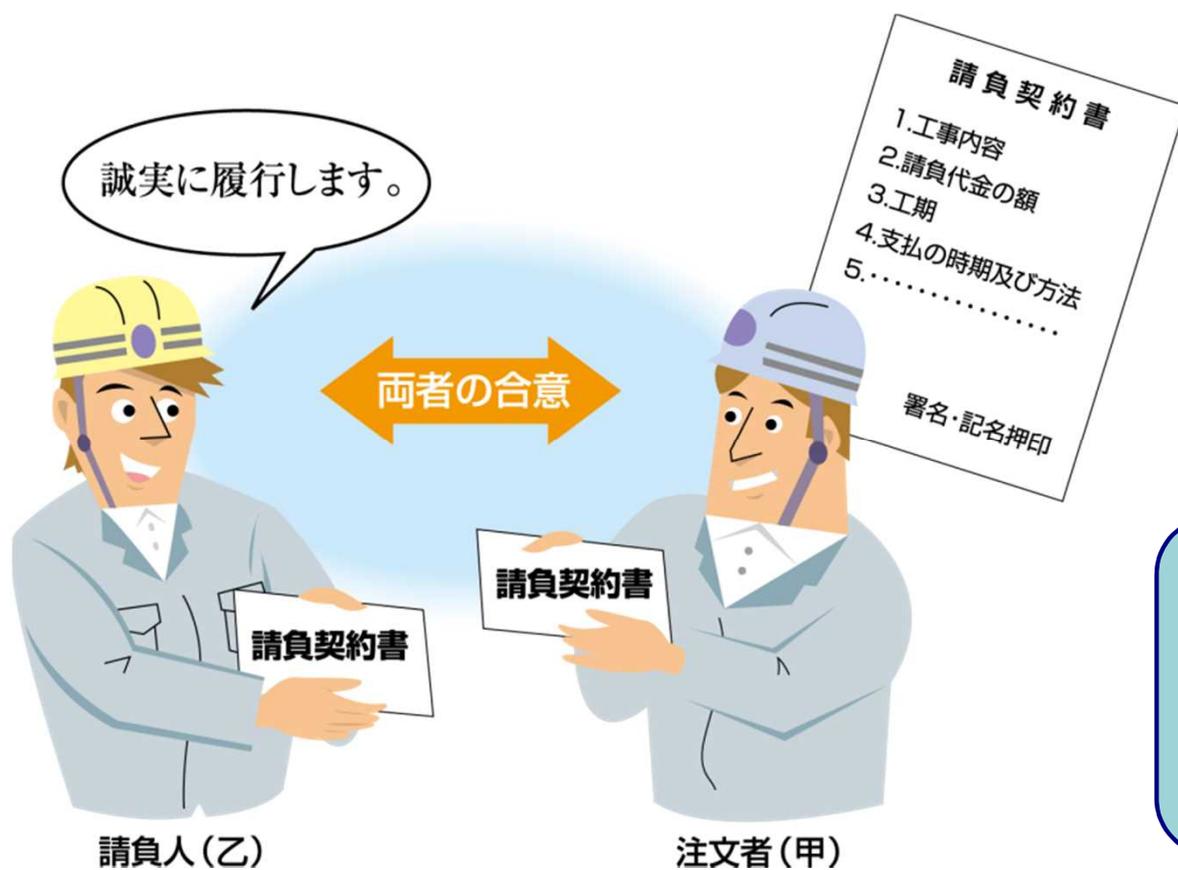


公正な競争基盤の確立のため、元請企業による下請企業への不当なしわ寄せとなる行為を法律により規制

建設業法の制定

▶ 請負契約の原則（法第18条）

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。



請負人(乙)

注文者(甲)

対等な立場

ポイント

「建設工事の請負契約の当事者」には、建設業者だけでなく、注文者（発注者）も含まれます

➤ 請負契約の内容（法第19条）

建設工事の請負契約の当事者は、前条（法第18条）の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

工事内容

請負代金の額

工事着手・工事完成の時期

請負代金の全部又は一部の前払金又は出来高部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期

工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

契約に関する紛争の解決方法

契約書に記載しなければならない事項14項目。
見積依頼時にも、請負代金を除いた13項目が必要。

➤ 建設工事の見積り等（法第20条〔抜粋〕）

工事内容に応じ、工事の種別毎に材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。

建設工事の注文者は、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

建設業法施行令第6条（建設工事の見積期間）

予定価格が500万円に満たない工事	1日以上
予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事	10日以上
予定価格が5,000万円以上の工事	15日以上

（ただし、
については、やむを得ない事情があるときは5日以内で短縮が可能。）

➤ 無許可業者との契約

建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請負契約を締結すること。

無許可業者と下請負契約を締結した建設業者は、**建設業法第28条第1項第6号に基づき営業停止等の監督処分**の対象となります。

【参考】無許可業者との請負契約の事例

例1) 変更で500万円を超えてしまった

当初契約時は500万円未満であったことから軽微な工事扱いとなるため、許可を持たないA社と契約を締結したが、追加工事が発生したため、結果的に500万円を超える請負契約を締結した。

例2) 材料等の価格を合算したところ、500万円を超えていた

機器据付費150万円 + 機械製造費400万円 = 500万円を超えるため許可が必要にも係わらず、工事部分が機器据付のみであることから許可不要と誤認し、請負契約を締結した。

例3) 下請業者が必要な許可を持っていなかった

下請業者が許可を取得していると誤認し、実際には許可を有していない業種について、500万円を超える請負契約を締結した。

➤ 専任を要する監理技術者等が他の工事に従事

専任の監理技術者等（主任技術者を含む。以下同じ。）は、専らその工事のみに従事しなければならず、同時に他の工事に従事することは、**建設業法第26条第3項に違反**します。

➤ 営業所の専任技術者が監理技術者等として従事

営業所の専任技術者は、専ら営業所において建設業の営業業務に従事する必要があります。特例を除き、監理技術者等として従事することは、**建設業法第7条第2号又は第15条第2号及び第26条第3項に違反**します。

➤ 出向者や他社の従業員を監理技術者等として配置

工事に配置される監理技術者等は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。直接的かつ恒常的な雇用関係に無い者が監理技術者等として従事することは、原則として、**監理技術者等の不設置**となり、**建設業法第26条第1項又は第2項に違反**します。

（企業集団確認書による認定を受けている場合等を除く。）

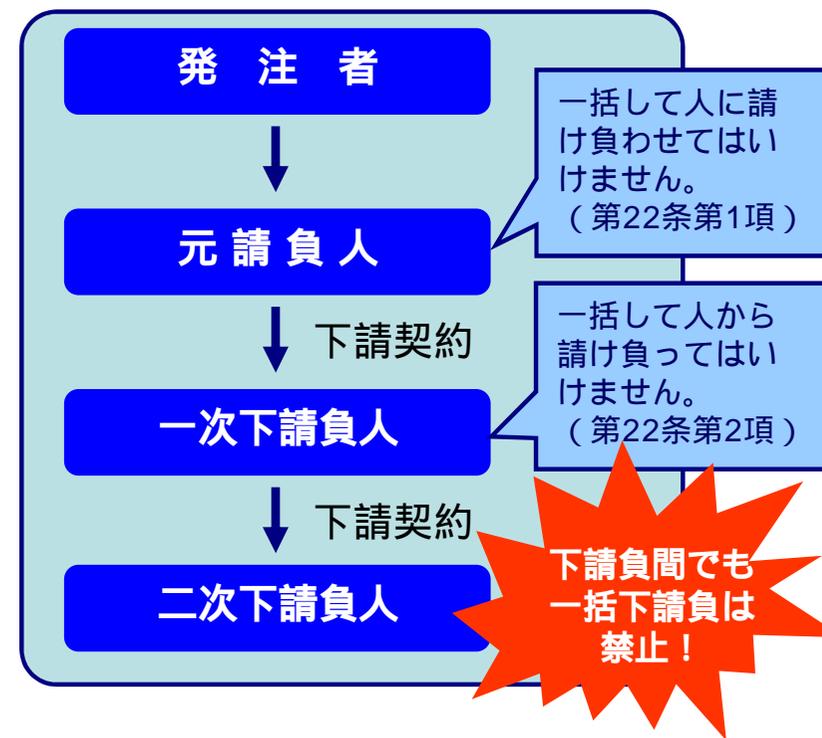
工事の一括下請負(丸投げ)とは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、原則として禁止しています。

建設業法が一括下請負を禁止している理由

発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為

施工責任があいまいになることで、手抜き工事や建設労働従事者の労働条件の悪化につながる

中間搾取を目的とした施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く



一括下請負は、公共工事については全面禁止！
民間工事についても原則禁止！

一括下請は、公共工事については、全面禁止されています。

民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。

ただし、一定の民間工事(共同住宅を新築する工事)については、一括下請が全面禁止されています。

一括下請負禁止の明確化について

「実質的に関与」とは、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的な元請・下請の役割については以下のとおりです。

(関連通知：「一括下請負の禁止について(平成28年10月14日付国土建第275号)」)

元請(発注者から直接請け負った者)が果たすべき役割		下請(以外の者)が果たすべき役割	
施工計画の作成	請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 下請負人の作成した施工要領書等の確認 設計変更等に応じた施工計画書等の修正	施工計画の作成	請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 下請負人が作成した施工要領書等の確認 元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	請け負った建設工事全体の進捗確認 下請負人間の工程調整	工程管理	請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理	請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認	品質管理	請け負った範囲の建設工事に関する立会確認(原則) 元請負人への施工報告
安全管理	安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置	安全管理	協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 現場作業に係る実地の総括的技術指導	技術的指導	請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 現場作業に係る実地の技術指導
その他	発注者等との協議・調整 下請負人からの協議事項への判断・対応 請け負った建設工事全体のコスト管理 近隣住民への説明	その他	元請負人との協議 下請負人からの協議事項への判断・対応 元請負人等の判断を踏まえた現場調整 請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 施工確保のための下請負人調整

元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

(注) は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類の仕事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

施工体制台帳のチェックポイント [公共工事]

施工体制台帳が適切に作成され、発注者に提出されているか

請負業者（元請）の建設業許可は特定建設業者の許可か
一般建設業者の場合、下請金額が4000万円未満か

監理技術者又は主任技術者の国家資格等は適切か

施工体制台帳に添付すべき資料が添付されているか

下請業者の建設業許可や主任技術者は適切か

社会保険等に未加入の下請業者はいないか

外国人建設就労者の従事の様子は記載されているか

再下請負通知書に添付すべき資料が添付されているか



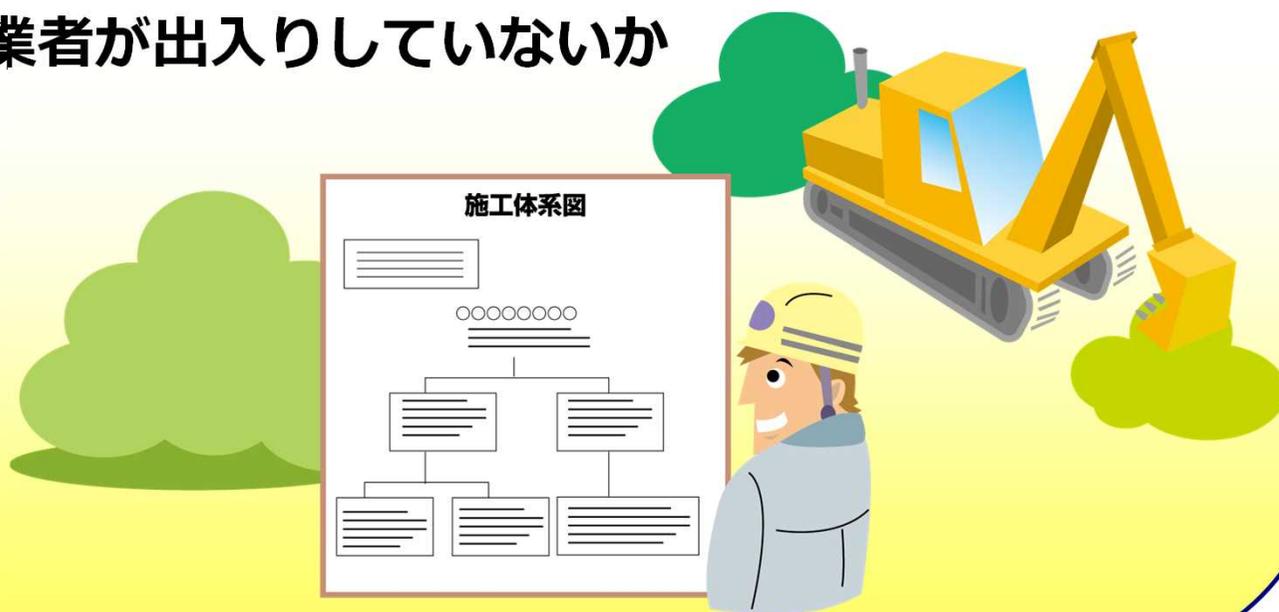
施工体系図のチェックポイント [公共工事]

下請業者は不明確な施工体系となっていないか

安易な重層下請になっていないか

主任技術者等は適切に配置されているか

施工体系図に記載のない業者が出入りしていないか



発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者（元請）は、
建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、

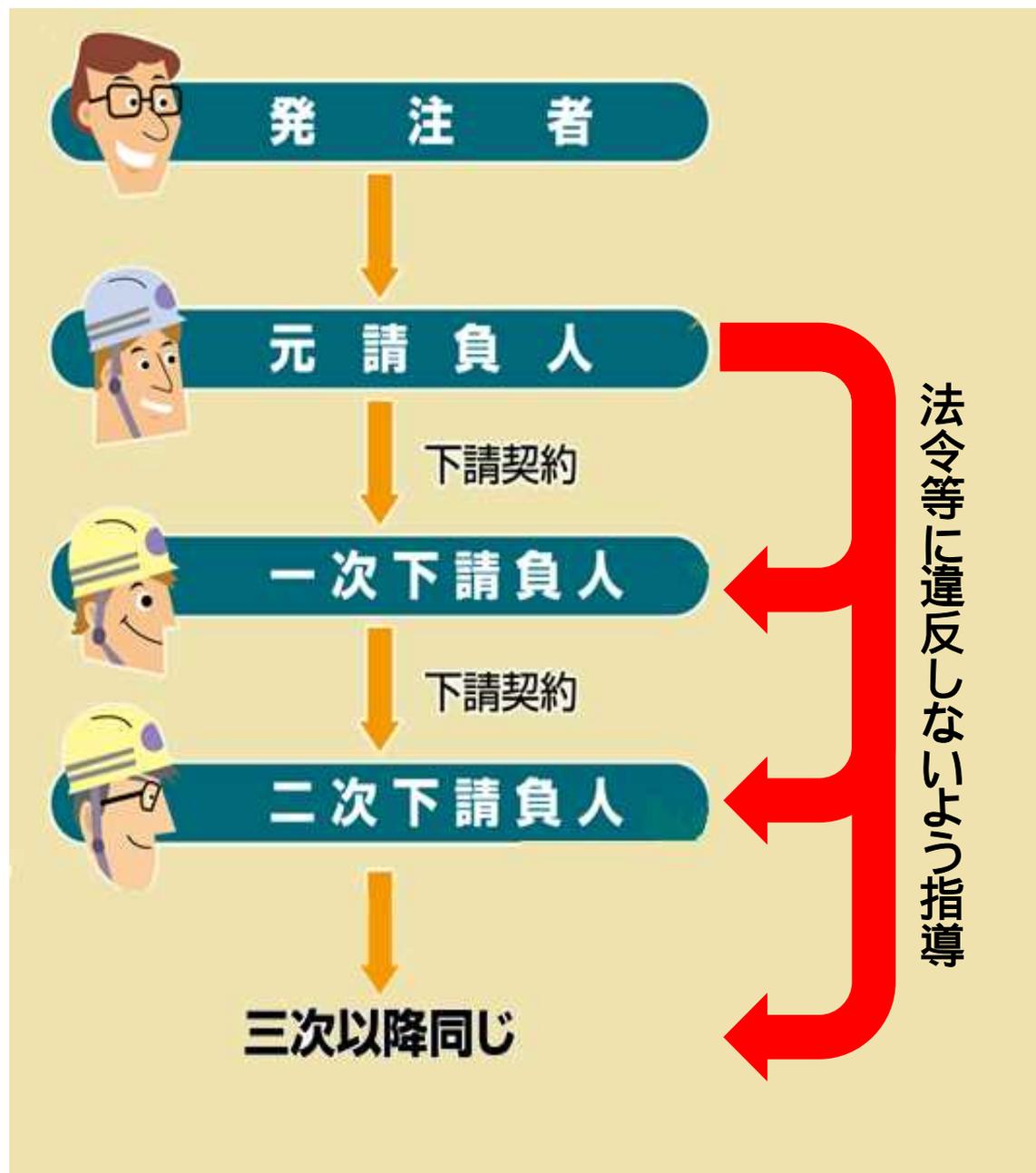
建設業法

建設工事の施工に関する法令
（建築基準法、宅地造成法等）

建設工事に従事する労働者の使用に関する法令（労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法等）

の規定で政令で定めるものに違反しないよう

当該下請負人の指導に努める
ものとする。



1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の10項目について、

ア. 留意すべき建設業法上の規定を解説 イ. 建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示 (建設業法第20条第3項)
2. 書面による契約締結 **【書面の交付等(下請法第3条)】**
 - 2-1. 当初契約 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3)
 - 2-2. 追加・変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
 - 2-3. 工期変更に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3) **【H20.9改訂】**
3. 不当に低い請負代金 (建設業法第19条の3) **【買ったたきの禁止(下請法第4条)】**
4. 指値発注 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項)
5. 不当な使用資材等の購入強制 (建設業法第19条の4) **【購入・利用強制の禁止(下請法第4条)】**
6. やり直し工事 (建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3) **【不当な内容の変更、やり直し禁止(下請法第4条)】**
7. 赤伝処理 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項) **【減額の禁止(下請法第4条)】**
8. 工期 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
9. 支払保留 (建設業法第24条の3、第24条の5) **【支払代金の期日(下請法第2条の2)等】**
10. 長期手形 (建設業法第24条の5第3項) **【割引困難な手形の交付禁止(下請法第4条)】**
11. 帳簿の備付け及び保存 (建設業法第40条の3) **【書類等の作成保存(下請法第5条)】**

上記は類似の規制を示したものであり、同じ内容ではないことに留意。

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 12-1 独占禁止法との関係について (建設業の下請取引に関する建設業法との関係)
- 12-2 社会保険・労働保険について (社会保険等のへの加入) **【H24.7改訂】**
- 12-3 労働災害防止対策について (実施者と経費の負担の明確化) **【H26.10改訂】**

背景

下請代金の支払手段に係る動き

平成28年12月に下請中小企業振興法に基づく振興基準等が改正され、下請代金の支払手段について見直し。

関係法令の改正

建設業法施行令が改正され、物価上昇及び消費税増税等を踏まえ、施工体制台帳の作成等を要する金額要件を引き上げ。

改正概要

下請代金の支払手段について項目を追加

下請中小企業振興法に基づく振興基準等の改正を踏まえ、下請代金の支払手段に係る項目を追加し、下記内容について明記。

下請代金はできる限り現金払い

手形等による場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分協議
手形期間は120日を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努力

違反行為事例の充実

立入検査で多く見られる違反（のおそれのある）行為事例を追加。

関係法令の改正への対応

平成28年6月1日施行の建設業法施行令の改正内容を反映させるため、帳簿の添付書類である施工体制台帳等の作成金額要件について改正。

最新の建設業法関連通達、ガイドライン、マニュアルは、国交省のホームページにて御確認下さい。

国交省HP トップページ

政策情報・分野別一覧

組織別一覧 50音順

土地・建設産業ページ

建設業関係

■建設産業トップ

■建設業の許可・経営事項審査

■入札契約制度

■法令遵守 / ガイドライン等

■建設工事紛争審査会

■労働・資材対策

■建設関連業 / 専門工事業等

■事業協同組合制度

■建設マスター

■建設業者団体による担い手の育成及び確保の取組について

【関係課】建設業課、建設市場整備課

建設業トップページ

コンテンツ

▶建設業の許可

▶品確法・建設業法・入契法等の改正について

▶「平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡す建設業者の皆様への重要なお知らせ」(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保)

▶経営事項審査

▶建設業に係る登録制度

▶公共工事の入札契約制度

▶共同企業体制度(JV)

▶建設工事紛争審査会

▶建設業の国際展開支援施策

▶もっと女性活躍できる建設業へ向けた取組

▶所管法令・通達一覧

▶建設業法令遵守

▶審議会・研究会報告等

▶建設工事標準請負契約約款

▶ガイドライン・マニュアル

▶統計・データ

建設業法令遵守ページ

建設業法令遵守

▶建設業法令遵守ガイドライン

▶駆け込みホットライン

▶監督処分基準について

▶下請取引等実態調査

▶「建設業取引適正化推進月間」について

▶関係通達等

▶建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム

▶建設業フォローアップ相談ダイヤル(旧:新労務単備フォローアップ相談ダイヤル)

▶建設産業における消費税の転嫁対策について

▶建設工事の請負代金の支払に関する紛争の未然防止について

建設業の社会保険加入対策

**建設業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、
地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在
基幹産業として地域の雇用を支えると同時に、本業の経験を活かし地方創生にも貢献**

「地域インフラの整備・維持」を支える

地域を支えるインフラ整備やメンテナンスを着実に実施



▲修繕・耐震補強



▲国道メンテナンス



▲橋梁に対する診断

「災害時の応急対応」を支える

3月11日の震災直後より避難所の緊急耐震診断等を実施するとともに、同日午後6時には道路啓開作業を開始（仙台建設業協会）



作業後



地震直後より熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施（熊本県建設業協会）



「地域の社会・経済」を支える

生産年齢人口の5%を雇用する
基幹産業として、地域の雇用を
下支え

地域住民の生活が円滑に行われ
るよう、除雪等を実施



地域雇用の促進

「地方創生」を支える

本業で磨いてきた力を活用し、新たな分野における創意工夫ある
取組を通じて、活力ある地域づくりに貢献

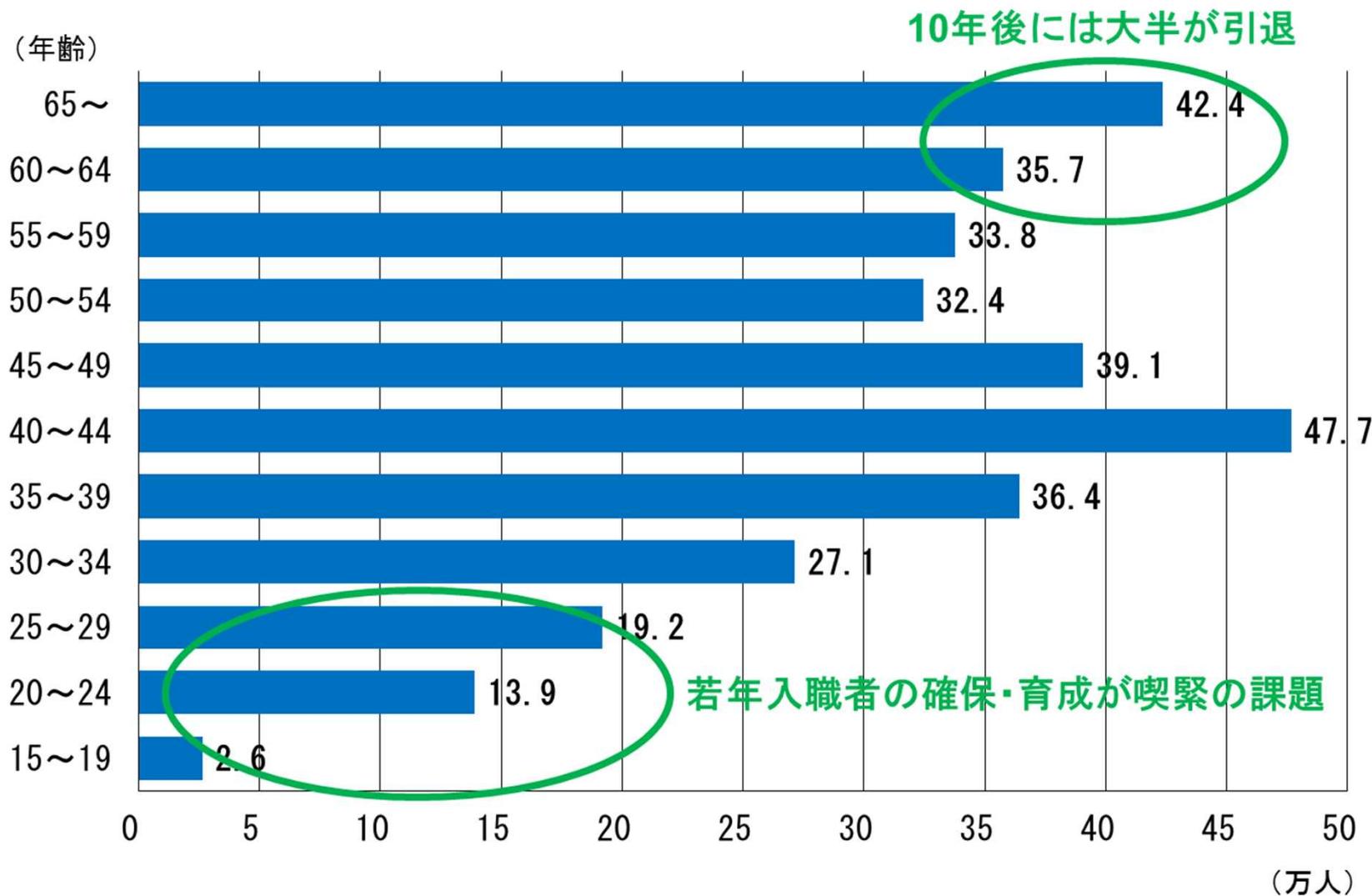


林建協働（岐阜県飛騨地域）



建設と農業の多能工（愛媛県）

技能労働者の3割を占める高齢者の大半は、10年後には引退の可能性



出所:総務省「労働力調査」

賃金

適切な賃金水準の確保

- ・ 公共工事設計労務単価の適切な設定・・・6年連続の単価アップ

担い手3法(建設業法・品確法・入契法)の趣旨の徹底

- ・ 建設業者が賃金の元手となる適正利潤を確保できるよう、歩切りの根絶やダンピング対策の強化等を実施

建設キャリアアップシステムの構築 (官民で準備作業中(参加団体:日建連、全建、全建総連等))

- ・ 技能者の資格等の情報や現場での就業履歴等を業界統一のルールで蓄積するシステムの構築
- ・ 資格、就業履歴を適切に評価できることで処遇の改善、就業機会の増加につながる

雇用の安定・人生設計

安定的な仕事量の確保

- ・ 施工時期等の平準化()の推進(4-6月期の仕事量の確保)
 - ゼロ国債や2カ年国債を活用
 - 地方公共団体の先進的な取組を事例集として公表(H28.4)

社会保険の加入促進

- ・ 国土交通省直轄工事において、下請企業を社会保険加入業者に限定するなどの取組を実施

労働時間・休暇

週休2日モデル工事の更なる拡大

- ・ H26年度から週休2日モデル工事を実施
- ・ 都道府県発注工事でも同様の取組が行われるよう働きかけを実施

建設現場の生産性向上(i-Construction)

- ・ 測量・施工・検査等の全プロセスでICTを活用することで、測量・施工などの作業を効率化、検査書類・日数を大幅に削減し、長時間労働の抑制や休暇の拡大等の実現を目指す

職場環境・人材育成

女性の活躍の推進

- ・ 女性の活躍に地域ぐるみで取り組む活動への支援や、経営者向けの研修を通じて、女性も働きやすい職場環境を整備
(例) 女性同士の交流会を通じ、経営者等へ職場環境の改善を提言
メーカーと連携し、女性目線から負担軽減につながる保護具を開発

職場環境の改善

- ・ 建設現場の仮設トイレについて、直轄工事では快適トイレ(女性も活用しやすいトイレ)の設置を原則化し、職場環境を改善

教育訓練の充実

- ・ 富士教育センターをH29年度からリニューアルオープン、教育訓練プログラムの質を充実
- ・ 地域の建設業者等による「職人育成塾」などを支援

施工時期等の平準化は、雇用の安定のほか、賃金、休暇にも資する。

背景(建設業における課題)

社会保険未加入企業が多く存在し、
いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっている
適正に保険に加入し、法定福利費を負担している事業者が競争上不利になる

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、
技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 社会保険未加入対策推進協議会の設置 (H24.5~)
(H29.5「建設業社会保険推進連絡協議会」に名称変更)
- 建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)で構成
- 実施後5年(H29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
- 目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大 (H24.7~)
- 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11~)
- 許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
- 立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
- 指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8~段階的に実施)
- 二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4~)
- 二次以下の下請未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10~)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
- 未加入業者の排除を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)

4. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11~)
- 元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
- 遅くとも平成29年度以降は、
未加入企業を下請企業に選定しない
適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4~)
- 事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
- 各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始(H25.9~)
- 建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6~)
- 小規模業者を対象とした研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等により、見積書に関する周知・啓発

6. 相談体制の充実

- 相談体制の充実
- 各都道府県単位での相談窓口の設置や個別相談会の開催等、全国社会保険労務士会連合会との連携を強化(H28.7~)

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの概要

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定
- 同ガイドラインは、平成24年7月に通知し、同年11月1日に施行（平成28年7月28日最終改訂）

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導する
- 再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば指導する
- 遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

○現場に入場する作業員の保険加入の確認・指導等

- 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- 遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

○法定福利費の適正な確保

- 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- 労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続きを適切に行う
- 労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ

○元請企業が行う指導等への協力

- 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

○法定福利費の適正な確保

- 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

施行期日等

平成24年	7月	4日	通知
平成24年11月	1日		施行
平成27年	4月	1日	一部改訂
平成28年	7月28日		一部改訂

今後、建設業における社会保険の加入状況や社会保険未加入対策の取組状況及び成果、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、速やかにガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずる。

ガイドラインの取扱いについて

(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(平成28年7月28日付国土建第429号)より)

適切な保険への加入が確認できない作業員の扱いについて

「下請指導ガイドライン」では、「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである」としている

特段の理由とは、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下のような場合に限定すべきである

当該作業員が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合(雇用保険に未加入の場合はこれに該当しない)

例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合

当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

なお、仮に特段の理由により入場を認めた場合であっても、あくまで特例的な対応であり、引き続き加入指導は行うべきである

(上記「特段の理由」により現場入場が認められる場合は、「下請指導ガイドライン」上の扱いに限ったものであり、当然ながら法令上の加入義務が無くなるものではない)

雇用と請負の明確化について

現場に入場する各作業員が就労形態に応じて入るべき保険を明確化するため、以下の方針を徹底することとする

- 元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が、雇用されている労働者か、企業と請負関係にある者が疑義がある場合は、作成した下請企業に確認を求めるなど、適切な保険に加入していることを確認すること
- 下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分したうえで、労働者である社員については保険加入を適切に行うとともに、請負関係にある者については、再下請負通知書を適切に作成すること

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人~	常用労働者	雇用保険 ³	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等) ¹	厚生年金
	-	役員等	-	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等) ¹	厚生年金
個人事業主	5人~	常用労働者	雇用保険 ³	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等) ¹	厚生年金
	1人~4人	常用労働者	雇用保険 ³	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	-	事業主、一人親方	-	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

3保険

健康保険及び厚生年金保険

3保険

雇用保険
(医療保険と年金保険については個人で加入)

医療保険と年金保険については個人で加入
(但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る)²

1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
 3 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

2 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

: 事業主に従業員を加入させる義務があるもの : 個人で加入

社会保険未加入対策に関するQ & A (よくある質問)の作成

平成27年4月に、「社会保険未加入対策に関するQ & A (よくある質問)」を作成し、国交省のホームページにて公表(随時更新)。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

- 『社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン』本文
- 『みんなで進める一人親方の保険加入』などの資料についても、このページに掲載しています。

国交省HP トップページ

政策情報・分野別一覧

土地・建設産業ページ

社会保険未加入対策

社会保険未加入対策ページ

2. 知りたいことを探す

よくある質問	回答・参考資料
[1] 自社の加入すべき保険は何か。	事業所の形態等によって加入すべき保険が異なりますので、次の表でご確認ください。
[2] 保険に入っていけい現場入場できないか。	「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では「適切な保険に加入している」としては、元請企業は特段の理由がなければ限り現場入場を認めるとの取扱いとされている。一問一答や、ガイドライン上の適切な保険の一覧表をご覧ください。
[3] 法定福利費やそれを内訳明示した見積書とは何か。	法定福利費とは、社会保険料の事業主負担分です。これを内訳として明示することで、下請企業が法定福利費の内訳を把握し、内訳を内訳明示した見積書の概要
[4] 見積書に内訳明示する保険の種類及びその料率は?	基本的に、健康保険(介護保険含む)・厚生年金です。保険料率は都度変更され、所管の官リックしてください。)あわせて、見積書の作成
[5] 自社の加入すべき保険など、社会保険制度についてどこに相談したら良いか。	各都道府県に社会保険労務士による相談窓口があります。
[6] 一人親方の保険加入はどのようにしたら良いか。	請負として働く場合、個人で国民健康保険と国民年金に加入する必要があります。一人親方として働く場合、使用されている企業の保険に加入する必要があります。一人親方として働く場合、使用されている企業の保険に加入する必要があります。
[7] その他、よくある質問	Q&A(よくある質問)をご覧ください。

Q&A(よくある質問)

社会保険未加入対策に関するQ&A(よくある質問)

No	質問内容	回答
1	建設業における社会保険未加入対策とは何か。	建設業では、下請企業を中心に、関係法令により加入が義務付けられている年金、医療、雇用保険(社会保険等)について、企業として未加入、労働者の未加入などにより、法定福利費を適切に負担しない企業が多発しています。社会保険等への未加入は、仮設労働者の急増による労務管理の悪化、若年労働者の減少等の一因となっています。そして、若年労働者の減少により、後継者の確保が難しくなることから、建設業の持続的発展が危ぶまられることとなります。一方、法律を平準しない保険未加入企業が存在し、人材育成を行っている良質な企業とコスト競争となり、競争上不利となり劣勢に陥る可能性があります。こうした状況が建設業における社会保険未加入問題であり、保険未加入企業の排除に向けた取組により、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、企業間の健全な競争環境を構築する必要があります。
2	国土交通省が加入を推進している社会保険とは、	国民健康保険として法律で国民の加入が義務付けられている健康保険、年金保険、雇用保険、労災保険があります。これらはいずれも1人で支えきれない事業主の負担を軽減し、リスクを国民全体で支える仕組みです。健康保険は、病気やけがで働けなくなった際に医療費がかかるリスクにに対し、一定の自己負担分だけ治療を受けられるようにするもので、健康保険や国民健康保険などがあります。年金保険は、年をとって仕事ができなくなり、収入がなくなるリスクに対し、一定の年齢以上にならなければならぬ加入期間に応じて毎月年金(障害を負ったときや本人がなくなった時は障害年金や遺族年金)の給付を受けられるもので、厚生年金や国民年金などがあります。雇用保険は、失業者が収入がなくなるリスクに対し、生活を安定させて就職活動ができるよう、一定期間、手当の給付を受けられるものです。労災保険は、業務上や通勤上の業務リスクに対し、療養費用などの支給を受けられるものです。この4保険のうち、労災保険は、建設業の場合、原則として元請が一括して加入する方法が一般的ですが、医療、年金、雇用の各保

ご静聴ありがとうございました。